

NTT東日本・西日本の接続約款変更の認可申請に
対する意見及びそれに対する考え方（案）

意見・質問	再意見	考え方																																		
<p>意見1 端末回線伝送機能のコストをメタルと光ファイバで分計して計算すべき。</p>	<p>再意見1 光芯線とメタル芯線のコストは実績に基づいて分計している。</p>																																			
<p>1 接続会計報告書および、接続算定根拠では減価償却費がメタルと光に分計されておらず、端末回線伝送機能の算定根拠が不十分となっております。現在の算定方法ではメタル1に対し、光10.02倍のコストがかかるという係数で計算されていますが、その係数の算定根拠がありません。NTT東西は算定根拠の中で係数を多用していますが、係数の算定根拠を示さないことは、コストを恣意的にコントロールできることであり、接続料金の算定において透明性が全く確保できていません。</p> <p>NTT東西は、「光だけのコストが把握できない」と主張していますが、メタルと光では耐用年数や償却年数が異なることから、取得原価・簿価・減価償却費ともに分計したものがNTT東西内にすでに存在し、算定は容易であると考えます。</p> <p>なお、答申（2）においても、メタルと光の分計は必要とあり、長期増分費用を採用するかどうかは別の問題として、実際費用方式においても分計を行うべきと考えます。</p> <p>1 「接続ルールの見直しに関するヒアリング議事録」（平成12年10月25日） http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/telecouncil/denki/01025h02.html</p> <p>「接続会計の方で、光1芯7,000円弱ということが出ておりますけれども、基本的に加入者回線部分、メタルと光と一緒に接続会計上なってます、それをモデルみたいな形で光とメタルのモデルの単位計算みたいな形でつくってまして、その場合使用率がメタルも光も同じ6割か7割みたいな計算で今なってます。実際に光だけのコストというのは把握できてないんです。」</p> <p>2 「加入者回線等のアンバンドルに係る電気通信事業法施行規則及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規</p>	<p>29 端末回線伝送機能に適用する設備換算係数については、平成11年度の加入者回線伝送路と主配線盤における光芯線とメタル芯線の単位あたり実績コスト（加入者回線伝送路は1芯線長当たりコスト、主配線盤は1対数当たりコスト）に基づいて、メタル芯線コスト「1」に対する光芯線コスト「10.02」を換算係数として設定しております。</p> <table border="1" data-bbox="904 703 1765 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">費用（百万円）</th> <th colspan="2">コスト比率（注）</th> <th colspan="2">設備換算係数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>構成比</th> <th>光芯線</th> <th>メタル芯線</th> <th>光芯線</th> <th>メタル芯線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入者回線伝送路</td> <td>988,144</td> <td>0.979</td> <td>10.14</td> <td>1.00</td> <td>9.927</td> <td>0.979</td> </tr> <tr> <td>主配線盤</td> <td>21,413</td> <td>0.021</td> <td>4.66</td> <td>1.00</td> <td>0.097</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,009,557</td> <td>1.000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10.02</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) コスト比率は、それぞれ以下の比率を加重して算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線伝送路（線路設備） <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 : 1芯線長あたりの償却費比（正味固定資産価額×償却率） 固定資産除却費及び租税公課 : 1芯線長あたりの正味固定資産価額比 上記以外の費用 : 1芯線長あたりの取得固定資産価額比 （土木設備） : 1芯線長あたりの管路ケーブル長比 ・主配線盤 <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費、固定資産除却費及び租税公課 : 1対数あたりの正味固定資産価額比 上記以外の費用 : 1対数あたりの取得固定資産価額比 <p>「上記以外の費用」には、建物・器具備品等に係る減価償却費及び固定資産除却費を含む。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	区分	費用（百万円）		コスト比率（注）		設備換算係数			構成比	光芯線	メタル芯線	光芯線	メタル芯線	加入者回線伝送路	988,144	0.979	10.14	1.00	9.927	0.979	主配線盤	21,413	0.021	4.66	1.00	0.097	0.021	合計	1,009,557	1.000	—	—	10.02	1.00	
区分	費用（百万円）		コスト比率（注）		設備換算係数																															
		構成比	光芯線	メタル芯線	光芯線	メタル芯線																														
加入者回線伝送路	988,144	0.979	10.14	1.00	9.927	0.979																														
主配線盤	21,413	0.021	4.66	1.00	0.097	0.021																														
合計	1,009,557	1.000	—	—	10.02	1.00																														

<p>則の一部改正」(平成12年8月31日) http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000831j608.html 「考え方12 端末回線伝送機能はメタルと光ファイバとでは接続事業者の用途も多く異なり、費用も異なることから、その接続料は別々に定めることが適当と考えられる。その具体的な原価算定に当たって用いる費用の分計については、今秋より検討が行われる予定の長期増分費用モデルの改定作業において検討がなされるべきである。」 (イー・アクセス)</p>		
<p>意見2 「デジタルアクセス」「ATMメガリンク」について「片端が局舎内に終端する回線」の減額を行うべき。</p>	<p>再意見2 更なる料金の低廉化については、今後、検討を行っていききたい</p>	
<p>2 (前略) 二種事業者が地域会社ビルにコロケーションして、地域のネットワークを構築することは、地方の振興に寄与し、全国各地の通信サービスを活性化させるものと思います。 さて、現在、二種事業者がよく利用している専用線のサービスは、NTTグループの商品名を例示すると、「デジタルアクセス」「ATMメガリンク」であるといえます。 二種事業者はこれらの専用サービスを利用して地域会社の局舎にコロケーションするわけですが、通常デジタル専用線と異なり、「デジタルアクセス」「ATMメガリンク」には、「片端が局舎内に終端する場合の減額」の条項がありません。 「片端が局舎内に終端する回線」と、「両端ともユーザ宅で終端する回線」では、少なくとも片端の分について、敷設、監視、管理のコストが相当程度軽くなるはずで、この点については、通常デジタル専用線と何ら変わりないはずで、 「デジタルアクセス」が回線単位の監視を行わないことは了承しておりますが、これは中継区間において回線単位のパスを監視するのを省略しているものと認識しております。 これが正しければ、デジタルアクセスと通常専用線では、端末回線部分のコストは原則として「ファイバが少ない分」という程度であり、片端につき32,250円(64,500円÷2)程度の減額があつてしかるべきであろうと考えます。 「デジタルアクセス」「ATMメガリンク」を含むすべての専用系サービスに、「片端がNTTビル終端」の減額が導入されることを希望いたします。このことは、地域のネットワーク構築に</p>	<p>30 ユーザ料金につきましては、昨年10月より適用開始となったプライスカップ規制下で基準料金指数を満たすべく料金値下げを行っているところであり、さらなる料金の低廉化については、今後の財務状況等を見つつ、検討を行っていきたいと考えております。 (NTT東日本・西日本)</p>	

大きく寄与するものであることを、重ねて述べさせていただきます。
(EditNet)

意見3 PHS基地局回線機能の基本額に含まれるPHS基地局回線管理運営費の料金請求回収業務分について、DSL回線における管理運営費と同様に回収方法の見直しを要望。

3 平成12年12月15日付の「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する答申-端末回線伝送機能(MDF等での接続の場合)の接続料等-」において管理運営費の内訳が「料金計算費用相当」を回線毎の料金に算入し、残りの「料金請求・回収の費用」は請求毎(80回線毎)の料金となっております。
「PHS基地局回線管理運営費」も構成は異なるものの、同様な項目と思われます。DSL向けと異なって料金設定となっている理由を明確にして頂きたいと考えます。
また、構成が異なるとはいえ、DSL向けに算定されております「料金請求・回収の費用」と比較し、回線あたりの単価が非常に高水準である感は否めません。「PHS基地局回線管理運営費」につきましても同様な考え方に基いて料金の設定を行う事を要望します。

(例)「PHS基地局回線管理運営費」とDSL事業者向けの「回線管理運営費」の比較

項目	PHS事業者への適用	DSL事業者への適用
回線データベース管理業務	138円/月・回線	138円/月・回線
料金請求回収等費用	124円/月・回線	19円/月・回線 128円/月・請求書

再意見3-1 PHS基地局回線管理運営費も加入電話サービスと同等のコストを適用している。

31 DSLの回線管理運営費はあくまでもコスト把握が可能となるまでの暫定的な料金です。
それに対して、PHS基地局回線は、NTT東西の加入電話やISDNサービスと同様の業務を行っていることから、回線管理運営費も加入電話サービスと同等のコストを適用しております。
また、専用線については、専用線のユーザが企業等の大口利用ユーザであり、料金請求においても、サービスメニューに応じて詳細なものになっていることから、現行どおり回線毎の料金設定としたいと考えております。
(NTT東日本・西日本)

再意見3-2 意見3同旨

32 DDIポケット殿の意見に賛同します。本機能の料金設定の考え方につきましては、先日提出いたしました弊社意見書でも述べさせて頂きましたが、接続料金は事業者によって水準や適用方法を変えるのではなく、同様な機能であれば同じ考え方で設定を行う事が適当と考えます。
(KDDI)

回線単位での料金請求回収等費用の比較

項目	PHS事業者 への適用	DSL事業者 への適用
料金請求回収等費用	124円/月・回線	20.6円/月・回線

*DSLへの請求は80回線単位で請求するものとして算定。

なお、「専用回線管理運営費」につきましてもサービスは異なりますが、同様な項目と思われます。よって、本費用につきましても同様な考え方に基づいて料金の設定を行う事を要望します。

(KDDI)

4 今回、平成12年12月15日付の「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する答申-端末回線伝送機能(MDF等での接続の場合)の接続料等-」において、管理運営費の内訳が開示されましたが、DSL事業者向けの料金算定にあたり、PHS事業者と同じコスト算定方法を用いているにも関わらず、異なった料金設定(料金回収方法)となっております。

つきましてはPHS基地局回線に係る等費用につきましても、料金計算費用相当とそれ以外の費用に分割し、回線毎の料金と、請求毎との料金として回収することを検討していただきたく、お願い申し上げます。

(DDI-P)

意見4 網改造料の算定方法について早急に見直すべき。

5 「電気通信事業法の一部を改定する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見」において網改造料の算定方法の問題点について述べさせていただきましたが、今年度の見直しにおいて網改造料の算定に用いる設備管理運営比率が上昇しております。(通信対応設備合計:7.7% 8.3%)

接続ルールの見直しについての一次答申でも検討課題に上っておりますが、下記の問題点をご理解いただき、見直しのご検討を行っていただきたく、お願い申し上げます。

・係数(設備管理運営比率等)による算定

設備管理運営費の比率は「生じた費用(A)÷固定資産額

再意見4 網改造料は接続会計に基づき、適切に算出されている。

33 まず、当該意見については、今回申請させて頂いた接続約款の変更案に対する内容のものではなく、接続料規則に対してのものだと考えます。

NTT東西の網改造料の算定に用いる設備管理運営費比率は、平成12年度に適用する比率について先日認可されたところでありましたが、接続料規則(指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則)に則り算定しており、接続会計結果に基づいた適切な算出方法、算定結果であると考えております。

また、平成11年度に適用する設備管理運営費比率より、「接続料の算定に関する研究会」の報告書に基づき、実態との乖離をで

(B)」で求めるが、技術革新による装置の価格(B)の方が人件費等の運用費(A)よりも先行し、かつ急激に低下するために、ヒストリカルコストを用いると比率が低下していかない。

更に、過去に購入した装置はNTT 独占時代に設計・開発された極めて高額な装置であり、固定資産額(昔の装置は高額)×設備管理運営比率(上記理由により高くなる)で算出される設備管理運営費を負担する構造は好ましくない。

きるだけ小さくするため、当年度における当該比率の予測を行っておりますが、その方法は過去の当該実績比率の推移を加味して予測しており、予測結果は実態のコストをより反映する適切な比率となっていると認識しております。

設備管理運営費比率の経年推移等については、別紙の通りであります。当該比率の算定要素の一つである「資産」については、ご指摘のとおり、昨今、購入した装置類の価格低減が進んだという側面のみならず、NTT東西の経営状況から、設備の除却を行う一方で、投資を抑制していることもあり、総資産額が減少する傾向にあります。そして、同じく算定要素の一つである「費用」については、コスト削減努力により減少してはいるものの、資産に比べて減少する割合が小さいため、結果として、比率の算定においては、通信料対応設備合計の設備管理運営費比率が若干上昇してきていると考えます。

但し、ご指摘のとおりに物品費が急激に低減した場合においては、接続事業者様にご負担いただく「年額料金」の算定の基礎となる物品費をベースにした「創設費」も低減することになると考えられ、その実際の結果については、ほぼ変動がない結果となっております。

したがって、現在の算定方法自体が他事業者様の負担額そのものを上昇させていることにはならないと考えますが、今後とも引き続きコストの低減化には努め、トータル的には接続料の低廉化を図っていく考えです。

なお、過去に購入した通信設備が高額なのは、再編成前である1社時代に購入したことに起因するものではなく、そもそも通信設備の製造会社の販売価格は、開発された当初においては高く、普及されてきた後に安くなるという性質を持ち合わせており、この性質については、NTT再編成後においても、また他業界においても存在している傾向だと考えます。

(NTT東日本・西日本)

・報酬率の考え方

報酬率のうちの自己資本利益率(NTT が得る利益)については一般的に、投資リスクに応じて設定されるべきであり、投資リスクが低いものほど低く設定されるものであるべきと考える。

しかしながら、NTT 東西の接続料金の算定においては、トラヒックに依存し投資リスクが高いはずの網使用料の報酬率を、設備に応じ回収するため投資リスクが低いはずの網改造料にも適用している。

34 本件については、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の制定案に対する意見(平成9年度)においても同様の意見が提出されており、その際には以下のとおり審議会の考え方が提示されていることから、現行どおり網使用料と同一の自己資本利益率を網改造料にも適用しても問題ないものと考えます。

「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の制定案に対する意見再意見並びにそれに対する考え方(平成9年度)」

・自己資本利益率の算定については、特定の機能のみを利用する接続事業者間での公平性を確保するために、指定電気通信設備全

<p>・減価償却費を算定する際の償却期間 法定耐用年数により減価償却費を算定するため、新規サービスにおいては初期負担が重く普及の妨げとなる場合があるが、現実には設備は法定耐用年数が経過した後も利用する機会が多い。 (D D I - P)</p>	<p>体で同一とし、機能ごとに差をつけるべきではない。 (N T T 東日本・西日本)</p> <p>35 まず、法定耐用年数償却完了後については、かかるコスト(減価償却費)の請求は行なわないことから、仮に、これを償却後も利用していたとしても、設備構築として出資額以上に設備のコストを回収しているわけではありません。 また、減価償却費相当の算定についても、初期負担の軽い「定額法」を用いた算定を行っており、N T T 東西の資産の減価償却算定において行っている「定率法」よりは軽減されているところです。 なお、算定に用いている償却期間については、設備の使用実態に基づく耐用年数を適用しており、適切なものであると考えます。 (N T T 東日本・西日本)</p>	
<p>意見5 市内通話料金を引き下げるだけの値下げ原資があるのであれば、接続料値下げの更なる早期実施を行うべき。</p>	<p>再意見5 - 1 市内市場での財務悪化もあり、更なる接続料の値下げを行うことは困難である。</p>	
<p>6 今回申請されたN T T 地域会社の接続料は、長期増分費用方式を3カ年に亘り段階的に導入するとの決定に従うものですが、そもそも、長期増分費用方式を一気に実現せずに段階的に導入することに広くコンセンサスが得られたのは、長期増分費用方式を一気に実現した場合に起こるとされた「N T T 地域会社の経営の急激な悪化」により「ユニバーサル・サービスの提供に支障を与えるような事態を回避する」(平成12年10月20日付電気通信審議会答申書)という見地に立ってのことであったと理解しています。 しかしながら、接続料低減を見込む他の事業者が値下げ発表を行ったことに呼応するように、N T T 東日本は、平成13年1月10日から、市内通話料を従来の3分10円から3分9円に値下げし、同社及びN T T 西日本は、平成13年5月の更なる市内通話料値下げの実施を発表し、それによる経営上の損失額を両社合計で通年ベース900億円としています。 いずれも正規の新ルールに従って手続きされていることではありますが、上述の長期増分費用の段階的実施の根拠に照らし</p>	<p>36 N T T 東西は、接続料金の大幅値下げや優先接続導入を契機とした長距離系N C C による市内市場への参入に対抗して、市内市場でのシェア喪失に伴う財務の悪化を防止するため、不可避的に市内料金を値下げするものですが、これにより、N T T 東西の財務はさらに悪化することが避けられない状況にあるものと認識しております。 このような状況にある中、N T T 東西としては、更なる経営効率化に努め、日米合意に基づく接続料金の引下げを実施すべく、最大限の努力をしていく考えですが、それを上回る値下げを行うことは、到底困難な状況にあると考えております。 (N T T 東日本・西日本)</p> <p>再意見5 - 2 意見5 同旨</p> <p>37 C & W I D C 殿の意見に賛同します。 申請者から説明された「その経営に及ぼす影響を緩和するため」の必要性に関して、できる限り具体的な内容及び総務省の評価を</p>	

<p>て考えれば、NTT地域会社の経営上、このような通話料値下げの原資があるのであれば、長期増分費用方式の早期導入にこそ振り向けられるべきであり、長期増分費用方式の完全実施、即ち平成14年を待たずに22.5%引下げること、あるいは段階的実施がやむない場合でも、初年度の低減率を拡大することを求めます。</p> <p>また、地域電話市場における競争事業者から見ると、NTT地域会社が接続料水準を再見直ししないまま通話料の値下げを進めることは、相対的な接続料の値上がりとなり、再び反競争的状况が生まれることとなりますので、この観点からもNTT地域会社の接続料は見直されるべきと考えます。</p> <p>(ジュピター)</p> <p>7 2000年10月20日付けの御省の発表文書「接続料規則の制定」において、御省は接続料規則附則第6条および第7条に係る御省の許可がなされる場合には、「許可が適正に行われる必要上、許可の申請に当たっては、申請者において「その経営に及ぼす影響を緩和するため」の必要性について、できる限り具体的な説明がなされる必要がある。」と述べておられます。</p> <p>本件接続約款案の認可に関連して、当該第6条および第7条に係る御省の許可がなされる場合には、東西NTTに関し、「その経営に及ぼす影響を緩和するため」の必要性について、御省が東西NTTから提出を受けあるいは聴取した説明、データ等、およびそれを御省がどのように評価したのかを公表し、パブリックコメントを招請していただきたくお願いいたします。</p> <p>(C&W IDC)</p>	<p>の必要性に関して、できる限り具体的な内容及び総務省の評価を公表する事について賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p>										
<p>意見6 超高速品目における中継伝送専用機能と通信路設定伝送機能の接続料が大きく異なる理由を明確にすべき。</p>	<p>再意見6-1 中継伝送専用機能と通信路設定伝送機能とは設備構成に差がある。</p>										
<p>8 50Mおよび150Mの品目について交換伝送機能(48.384M、149.760M)と中継伝送機能(専用型)比較しますと以下のとおりとなります。</p> <p>(例) 同一の単位料金区域に終始する場合</p> <table border="1" data-bbox="100 1324 896 1436"> <thead> <tr> <th></th> <th>中継伝送機能(専用型)</th> <th>交換伝送機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50M b/s相当</td> <td>1,191,240円</td> <td>872,728円</td> </tr> <tr> <td>150M b/s相当</td> <td>2,087,181円</td> <td>1,118,644円</td> </tr> </tbody> </table> <p>どちらの品目も中継伝送機能(専用型)が交換伝送機能より高水準となっており、150Mb/sにいたっては中継伝送機</p>		中継伝送機能(専用型)	交換伝送機能	50M b/s相当	1,191,240円	872,728円	150M b/s相当	2,087,181円	1,118,644円	<p>38 中継伝送専用機能と通信路設定伝送機能との料金差が、150M相当のMA内で1.8倍程度とのご指摘の点は、中継伝送専用機能には、専用ノード装置がないものの、MA内伝送路の多重化伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在するのに対して、通信路設定伝送機能(超高速品目)には、専用ノード装置が存在する反面、伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在しないという設備構成の差が、中継伝送専用機能の料金差を広げる主な理由となっております。</p> <p>また、MA内伝送路部分に着目し、64k回線あたりの料金が</p>	
	中継伝送機能(専用型)	交換伝送機能									
50M b/s相当	1,191,240円	872,728円									
150M b/s相当	2,087,181円	1,118,644円									

能（専用型）のほうが1.8倍以上と大幅な開きがあります。
 また、算定根拠によりますと速度換算係数は同一ですが、伝送路費用を64kb/s単位で比較をすると以下のとおりで、MA内伝送路の場合で約3倍となります。

このように同等な速度でありながら単位速度あたりの料金が大きく異なる理由（設備構成等）を明確にして頂きたいと考えます。

（網使用料算定根拠 4-2. 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路より）

MA内伝送路の場合

中継伝送機能（専用型）	交換伝送機能（超高速品目）
3,129 円 / 回線	1,012 円 / 回線

MA間伝送路の場合

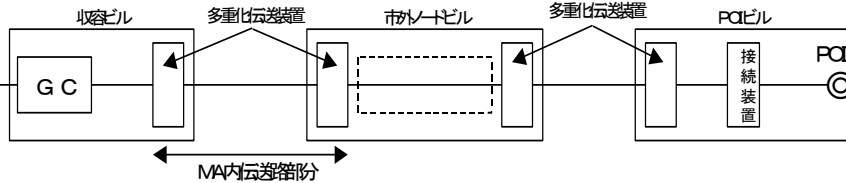
中継伝送機能（専用型）	交換伝送機能（超高速品目）
回数比例 1,663 円 / 回線	971 円 / 回線

回線距離比例 75 円 / km	54 円 / km
------------------	-----------

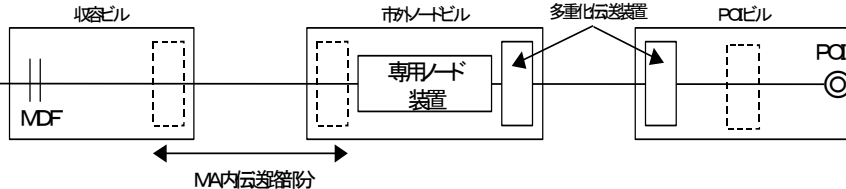
（KDDI）

約3倍とのご指摘の点は、中継伝送専用機能の設備構成には伝送装置が含まれるのに対し、通信路設定伝送機能（超高速品目）の設備構成は、光ファイバ直結方式であり、伝送装置が存在しないという設備構成の差が、料金差を広げる主な理由となっております。

【中継伝送専用機能】



【通信路設定伝送機能（超高速品目）】



（NTT東日本・西日本）

再意見6-2 意見6 同旨

39 左記の意見に賛同致します。

同じ伝送容量にも関わらず、中継伝送機能（専用型）と交換伝送機能の差があまりにも大きいと考えます。このように料金の差が大きくなる理由を設備構成を含めた形で明確にしていきたいと考えます。

（JT）

意見7 端末回線伝送機能の接続料が値上がりした理由を明確にすべき。

9 2線式および4線式が値上げとなっております。

本機能の回線数は増加していますが、それ以上にコストが増加し、結果的に回線あたりの料金が上昇するという結果を招いています。このように回線単価が上昇した理由について明確にして頂きたいと考えます。

（KDDI）

再意見7 加入者回線市場における競争の進展により、加入者回線数が伸び悩み、端末回線伝送機能の回線単価が値上がりした。

40 専用線契約数はインターネット需要の拡大に対応したISPアクセス回線需要の増により増加している一方、電話の契約数は携帯電話の急速な普及、NCCによる直収電話市場への参入の拡大などにより減少が進んでおり、電話と専用線を合わせた全体の回線数では微増となっております。

	<p>2線式および4線式(メタル回線)の端末回線伝送機能は、電話と専用線とを区分せず算定しておりますが、全体の加入者回線数の増加に比してコストの増加が上回ったことにより結果的に接続料金が微増となったものと考えております。</p> <p>コストの内訳としては、平成11年度は会社の再編成などの影響により、費用の計上方法が10年度と異なるため、勘定科目ごとに直接比較することは困難ですが、変動の主な要因は以下のとおりと考えております。</p> <p>支社の廃止による人員流動により、従来支社の管理費に計上されていた保全企画業務等の費用が支店の施設保全費や共通費に計上され増加した。</p> <p>研究開発部門が持株会社に帰属したことに伴い、研究開発に関連する減価償却費、固定資産除却費等が減少し、試験研究費に計上された。</p> <p>なお、減価償却費、固定資産除却費については、上記の減少要因はあるものの、光ケーブルへの投資、電柱の更改等もあり、市内線路設備の増加に伴って全体では微増となったものと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
意見8 公衆電話機能の接続料の低廉化に努めるべき。	再意見8-1 「ICカード公衆電話機」の導入等によるコスト削減を上回る公衆電話トラヒックの減少で公衆電話機能の接続料は値上がりしているが、今後はコスト削減を図っていく所存。	
<p>10 現行料金と比較して大幅な値上げとなっております。</p> <p>現在、東西NTTが導入を進めております「ICカード公衆電話機」につきましては万全のセキュリティ対策による偽造カードの防止やカードを非接触式にする事による故障の減少等が謳われており、従来のもよりもコストが低減するものと推測されます。しかしながら網使用料においてはその効果が反映されているとは考えられません。</p> <p>積極的なコスト低減に努め、本機能の網使用料の低廉化を要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>41 NTT東西は公衆電話事業の抜本改善策として、「ICカード公衆電話機」の導入を進めることで、セキュリティ対策による偽造カードの防止やカードを非接触式にすることによる故障の減少等によるコスト削減および維持・運営業務の見直しによるコスト削減に努めてまいりましたが、平成12年3月末現在で同機の導入が約2万台(全体の2%程度)であること及び携帯電話の爆発的普及によりそれを上回る公衆電話トラヒックの減少が生じたことから、結果として、今年度の公衆電話機能の料金は上昇しております。</p> <p>今後はICカード公衆電話機の機能を活用した新しいサービスの展開等により公衆電話の利用促進を図るとともに、更なる経営の効率化の推進によりコスト削減を図りたいと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	

	<p>再意見 8 - 2 意見 8 同旨</p> <p>42 左記意見に賛同致します。 「ＩＣカード公衆電話機」については、上記の通り、故障の減少等からメンテナンスコストが低減するものと考えられるため、その分を網使用料に反映し低廉化を図っていただくよう要望致します。 (Ｊ Ｔ)</p>	
<p>意見 9 網使用料の桁数を従前どおり小数点以下 4 桁とすべき。</p> <p>11 現行の接続約款で料金は小数点以下 4 桁まで規定されていますが、今回の変更案では最大で小数点以下 8 桁となっております。これまでよりも桁数が増えるため、課金照合等のためシステム対応が必要なケースも考えられます。 よって、事業者がシステム対応を行うのに十分な期間を担保し、その期間は切り捨て処理をする事により小数点以下の桁数をこれまでどおり 4 桁とする事を要望します。 (Ｋ Ｄ Ｄ Ｉ)</p>	<p>再意見 9 - 1 長期増分費用モデルと同様の考え方により端数処理を行った。</p> <p>43 平成 1 1 年 9 月 2 0 日に公表された郵政省（現総務省）のモデルにおいて、単位当たりコストの算定結果が有効数字 5 桁で端数整理されていたことから、今回の申請料金についても同様の考え方により端数整理を行っているものであります。 (Ｎ Ｔ Ｔ 東日本 ・ 西日本)</p> <p>再意見 9 - 2 意見 9 同旨</p> <p>44 左記意見の通り、接続事業者のシステムへの影響を考慮して対応を行うべきであると考えます。 接続約款の料金の桁数の変更に伴い、それに対応して事業者がシステムを変更しなければならない場合も想定されるため、このような変更を行う場合は、接続約款の申請とは独立して、可能な限り十分な周知期間を設けていただくか、接続料金の有効桁数を接続料規則で定めておくことが望ましいと考えます。 (Ｊ Ｔ)</p>	
<p>意見 10 中継伝送専用機能の料金についても長期増分費用方式を導入すべき。</p> <p>12 算定方式の変更により、中継伝送機能（専用型）の接続料金の低廉化が図られた事については、その意義を大きく評価致します。しかしながら、実際費用方式で算定される中継伝送機能（専用型：ＧＣ接続に適用）と長期増分費用方式で算定される中継伝送機能（共用型：ＩＣ接続に適用）との間には大きな料</p>	<p>再意見 10 - 1 中継伝送専用機能の料金については、今回の見直しの検討時間の制約や項目間の優先度、諸外国でのモデル化の状況等を勘案すべき。</p> <p>45 中継伝送機能（専用型）及び交換伝送機能については、接続料規則第 5 条において長期増分費用方式により接続料を算定する機能として規定されていないことから、今回の申請においては接続会計結果に基づいて算定しております。</p>	10

<p>金格差が発生しており、専用線としてバルクで調達する前者が、呼ごとに利用する後者よりも高くなるという状態が発生します。これにより各社のG C接続の意味が無くなる恐れがあり、そうした場合、接続取りやめによる変更費用がN T T東西・接続事業者双方に発生することになり、その費用がユーザー料金に影響することも考えられます。</p> <p>よって、両者の料金差格差を是正するためにも、中継伝送機能（専用型）についても、長期増分費用方式で算定した接続料を適用していただけるよう、今後、省令改正及び接続約款の変更を要望致します。</p> <p>（J T）</p>	<p>長期増分費用モデルについては、現在、総務省の長期増分費用モデル研究会において、モデルの見直しの検討が行われているところではありますが、専用線関連の機能については、今回の見直しの検討時間の制約や項目間の優先度、諸外国でのモデル化の状況等を勘案すべきものと考えます。</p> <p>（N T T東日本・西日本）</p> <p>再意見 10 - 2 意見 10 同旨</p> <p>46 日本テレコム殿の意見に賛同します。</p> <p>G C交換機への接続方法（機能）として中継伝送機能（共用型）及び中継伝送機能（専用型）の双方がありますが、前者は長期増分費用方式、後者は実際費用方式で算定されております。今回の申請案の水準において大きな料金格差が発生しているかについては、従量制と定額制という性格の違いから一概には断言できませんが、料金の不整合が生じる可能性があると考えます。よって、中継伝送機能（専用型）の接続料についても長期増分費用方式で算定する必要があると考えます</p> <p>（K D D I）</p> <p>47 日本テレコム殿が主張しているように、弊社といたしましても、中継伝送機能（専用型）についても、長期増分費用方式で算定したより低廉な接続料を適用すべきと考えます。定額制の中継伝送機能（専用型）の接続料が十分に低廉でない場合、「呼ごとに接続料が発生する中継伝送機能（共用型）よりも高くなる可能性があり、この場合G C接続の意味が無くなる恐れがある」との日本テレコム殿の指摘は特に重要なものと考えます。</p> <p>（C & W I D C）</p>	
<p>意見 11 平成 1 4 年度の長期増分費用モデルの見直しの際にはその結果を平成 1 4 年 4 月 1 日に遡及適用すべき。</p>	<p>再意見 11 見直し後の長期増分費用モデルの適用時期については、モデルの見直し後に議論すべき。</p>	<p>11</p>
<p>13 長期増分費用方式の導入により、端末系交換機能・中継系交換機能・中継伝送共用機能・信号伝送機能等において接続料金の低廉化が図られた事については、その意義を大きく評価致します。</p> <p>その接続料の引下げにおいては、接続料規則により「平成 12 年度から 14 年度の 3 年間で段階的に実施」され、さらに平成 1</p>	<p>48 長期増分費用モデルについては、現在、長期増分費用モデル研究会においてモデルの見直しの検討が行われているところであり、見直し後のモデルの適用時期については、モデルの見直し後に議論されるものと考えます。</p> <p>（N T T東日本・西日本）</p>	

<p>4 年秋に見直しを行うこととなっていると認識しております。今回の接続約款変更案においては平成 14 年度までの接続料が申請されておりますが、平成 14 年度については、長期増分費用モデルの見直しが行われる予定であり、その結果を 4 月 1 日に遡及適用することも検討していただきたいと考えます。 (J T)</p>		
<p>意見 12 NTT 東日本と NTT 西日本の間はそれぞれ独自に網使用料を申請すべき。</p>	<p>再意見 12 - 1 東西別の接続料については、導入に際し、慎重な検討が必要。</p>	<p>12</p>
<p>14 相互網使用料の申請方法について (東西 NTT 間のヤードスティック競争と情報の差別的取扱の関連から) (1) 指定電気通信設備を有する事業者である東西 NTT は、再編成の主旨を踏まえ、それぞれ独自に網使用料を申請すべきであると考えます。 現状では、申請書の表紙等はともかく、事実上、同一の申請内容となっています。 (2) 仮に、現在のような同一の申請内容が今後も継続する場合、 ・ 単に、東西 NTT 間のヤードスティック競争が機能しないだけでなく、 ・ 公正競争の観点、具体的には、指定電気通信設備を有する事業者の情報の取り扱い(差別的取扱)の観点からも問題であると考えます。 (3) NTT 法は、例えば東 NTT が、西 NTT の地域電気通信業務へ参入することを想定しています。(別添 1 - A 参照) つまり、東 NTT から見て、西 NTT は競合会社であり、例えば情報の取り扱いの観点から見て、他の接続事業者と西 NTT を差別的に取り扱うことは適当ではないと考えます。 (西 NTT からみても同じ。(以下、同様。)) (別添 2 参照) (4) 具体的には、例えば、今回の網使用料の申請直前は、東西 NTT が、その申請内容を共有しているわけですが、それ以外の事業者は把握していません。 つまり、現象論として、例えば東 NTT は、西 NTT の地域へ参入するための事業計画を検討できるわけですが、それ以外の競合事業者は、検討できないこととなります。(全くの新規参入に限った議論ではありません。) (5) 今回の申請内容のどの情報が差別的に取り扱われている</p>	<p>49 現在の利用者料金が東西同一(市内通話においては一時的に格差が生じているものの 5 月には解消)であり、またプライスカップ規制における X 値が東西同一の値であること、長期増分費用方式による接続料についても東西別料金の導入がされていないこと、さらに NTT 再編成後 3 年間については東西間の特定費用負担金が認められていること等を考慮すると、NTT 東西としては当面の間、接続料は東西同一で設定するものと考えており、結果として、その間は申請内容を共有することはやむを得ず、公正競争を損なうものとは考えておりません。 仮に東西別料金を導入する場合は、全国規模で通信事業を営む事業者殿や地域単位で通信を営む事業者殿への影響や東西同一のユーザ料金体系への影響等について、慎重な検討が必要であると考えます。 また、接続料金の基礎となる接続会計については指定電気通信設備接続会計規則により NTT 東西各々が接続会計報告書を公表しており、NTT 東西とそれ以外の事業者が差別的に取り扱われているとは考えておりません。 (NTT 東日本・西日本)</p>	
	<p>再意見 12 - 2 意見 12 同旨</p>	
	<p>50 左記意見に賛同致します。 NTT 法附則第 11 条中により、NTT 再編後 3 年間において NTT 東は NTT 西に対し、事業に要する費用に充てるための金銭を交付することができることとされているものの、これは、利用者料金の差が生じないためのものであり、今回のように、東西 NTT 間で同様の網使用料を申請することについては、公正競争の観点からも問題があると考えます。</p>	

<p>(*)か、詳細な検討は出来ていませんが、本件について、今後、議論していただきたいと考えます。</p> <p>(*)どの情報が申請以前に公開されており、どの情報が申請以前に公開されていないか。(他事業者も同等に入手可能か否か)</p> <p>(参考) 今回の網使用料の申請は、基本的に平成11年度決算に基づくものであることから、再編成(平成11年7月1日)以前の情報と、それ以降の情報の性格の差異は、考慮すべきとの議論も想定されます。</p> <p>(6) 以上については、以下のような背景があることを申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域通信市場の競争進展が、望まれていること。 ・申請者が、ボトルネック設備を有する事業者(指定電気通信設備を有する事業者)であること、 <p>加入者回線の99%を支配(IT特別部会第一次答申、「競争政策の基本的枠組み(1)基本的視点 エ 公正競争ルールの確立」脚注に「加入者回線シェア:99.0%(平成11年)」とある。但し、東西NTTの平均。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他 <p>(別添1-B、C、D参照)</p> <p>(KDDI)</p>	<p>東西NTT間のヤードスティック競争を促し競争を促進させる観点からも独自に網使用料を申請するべきであると考えます。</p> <p>また、平成12年度決算からは、東西NTTは完全に別会社として接続会計が整備されていることから、少なくとも次回の網使用料申請においては、独自に申請するべきであると考えます。</p> <p>(JT)</p> <p>51 KDDI殿が主張しているように、弊社といたしましても、東西NTTは、それぞれ独自に接続料を算定し申請すべきであると考えます。「東NTTから見て、西NTTは競合会社であり、例えば情報の取り扱いの観点から見て、他の接続事業者と西NTTを差別的に取り扱うことは適当ではない」とのKDDI殿の指摘は、他事業者との公正競争確保の観点から特に重要であると弊社は考えます。</p> <p>KDDI殿も言及しているように、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日、電気通信審議会)は「NTTグループの各社が徹底的な競争にさらされることが必要である」と述べていることから、今回の東西NTTによる共同の接続料の設定は電気通信審議会の答申に反することになると考えます。また、潜在的な競合事業者間での料金の協調的設定は独占禁止法上も問題を生じるのではないかと考えます。</p> <p>本件に関する御省のお考えを明確にお示しいただきたく宜しくお願い申し上げます。</p> <p>(C&W IDC)</p>	
<p>意見13 業務委託であっても設備構成が接続と同様のものについては、接続約款に規定する料金その他の条件を準用すべき。</p>	<p>再意見13 業務委託の委託料については、事業者間協議で決定されるべきであり、相互接続と同列に扱うべきではない。</p>	<p>13</p>
<p>15 一般に中継事業者が提供する専用サービスにおいては、指定電気通信設備区間の料金は接続約款に規定する接続料(「端末回線伝送機能」および「交換伝送機能」)が適用されておりますが、移動体通信用の基地局回線については、全く同様の接続形態/設備構成(概要図のとおり)であっても、制度上の差異を理由に同接続料の準用を受けられない状況にあります。</p> <p>具体的には、基地局回線は、接続とは別制度の業務委託に基づく提供であるとして、上記接続料と比べ相対的に割高な専用サービス契約約款の接続専用料(いわゆるユーザ料金)相当額</p>	<p>52 業務委託は、本来、第一種電気通信事業者が自ら構築すべき電気通信設備であります。業務委託を必要とする特別の事情及び受託者の適正性が認められる場合にのみ認められているものであり、認可の審査基準によれば、業務委託の必要性和受託者の要件を定めているのみであって、その料金については事業者間協議で決定されていること、及び業務委託については競争が進展していると考えていることから、基本的に、業務委託と相互接続の提供条件を同列に論ずることは適切ではないものと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	

<p>が準用されております。</p> <p>弊社は、今回の接続約款の認可にあたっては、以下の理由から、業務委託であっても設備構成が接続と同様のものについては、接続約款に規定する料金その他の条件を準用すべきである旨の考え方を明示していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 全く同様の設備構成であるにもかかわらず、適用料金に差異を設けることは、コスト的に合理性がなく、一種の差別的取扱いであること。</p> <p>(2) 「接続の基本的ルールの在り方について(平成8年12月19日)」にも、次のとおり示されており、接続と業務委託について差を設けることは適当でないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>抜粋 ~ 第 章 その他 2 相互接続と業務委託の関係 現在業務委託されているもののうち、恒久的にネットワークを物理的に連結する形態のものについては、接続と同様の問題が生じるおそれがあるため、接続ルールの準用を可能とすべきである。具体的には、国際電気通信事業者の国内伝送業務が該当する。</p> </div> <p>(後略) (K D D I (a u グループ))</p>		
<p>意見 14 A T M 専用及び高速デジタル伝送においても長期増分費用方式を適用すべき。</p> <p>16 交換伝送機能においては、一部品目(距離)において、ユーザー料金を上回る接続料金が設定されている等、十分に低廉な接続料金が設定されておりません。特に A T M 専用線は非常に高水準な料金で留まっております。</p> <p>したがって、A T M 専用及び高速デジタル伝送においても、長期増分費用方式により接続料を算定されることが適当であると考えます。なお、長期増分費用モデルの開発については現在開催されている長期増分費用モデル研究会にて議論が行われるものと考えております。</p> <p>(J T)</p> <p>17 キャリアズレートの適用に際し、今回の専用役務についても、実際費用方式から長期増分費用方式による割引料金の設定など</p>	<p>再意見 14 A T M 専用及び高速デジタル伝送への長期増分費用モデルの適用については、今回の見直しの検討時間の制約や項目間の優先度、諸外国でのモデル化の状況等を勘案すべき</p> <p>53 中継伝送機能(専用型)及び交換伝送機能については、接続料規則第5条において長期増分費用方式により接続料を算定する機能として規定されていないことから、今回の申請においては接続会計結果に基づいて算定しております。</p> <p>長期増分費用モデルについては、現在、総務省の長期増分費用モデル研究会において、モデルの見直しの検討が行われているところでありますが、専用線関連の機能については、今回の見直しの検討時間の制約や項目間の優先度、諸外国でのモデル化の状況等を勘案すべきものと考えます。</p> <p>(N T T 東日本・西日本)</p>	<p>14</p>

<p>の将来需要・将来原価を予測して行う考え方を取り入れるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>実際費用方式で接続料を算定した場合、現在の適用対象サービスが、そもそも(新)同期網等を構成する多重化装置等の伝送交換設備に関するもの、いわゆるNTT仕様に基づき開発・調達されたものであり、総じて調達コストも高いものとなっている。</p> <p>ところが、ATMやCR・FRに代表される新世代サービスは、国際標準に基づく汎用装置が多用されており調達・運用コストともに低下しているものと考えられるので、既存ネットワークの伝送交換設備で構成される「一般専用」や「高速デジタル伝送」の実際費用を新世代サービスの接続料の算定に当てはめるのは適切とはいえない。</p> <p>したがって、今後専用役務にとどまらず、こうした支払額が当初過大になりがちな方式によるものを見直していくことが必要と思われる。</p> <p>(テレサ協)</p>				
<p>意見 15 専用線の一部でユーザ料金と接続料との逆鞘が生じないようにすべき。</p>	<p>再意見 15 - 1 逆鞘となっているのは一部であり、サービス全体では接続料が利用者料金を下回っている。</p>	<p>15</p>		
<p>18 意見 16 に述べたとおり、ATM専用及び高速デジタル伝送に係る接続料金の一部において、営業費用等が控除されているのにも関わらず、一部品目(距離)において、ユーザー料金を上回る接続料金が設定されております。特にATM専用線(短距離)においては、その割合が多く、さらに今回設定されたキャリアズレートによる料金と比較した場合、その逆転現象は拡大いたします。これは、ユーザー料金と接続料金の算定方法が異なることも一因となっておりますが、このようにユーザー料金よりも高額な接続料金を設定することは反競争的であると考えます。よって、極力ユーザー料金との逆転減少を避けるような料金設定を行っていただくよう、省令改正及び接続約款の変更を行うと同時に、総務省においては、ユーザー料金と接続料金の整合性をチェックするような機能(英国のスタックテストのようなもの)を導入するべきであると考えます。</p> <p>(JT)</p> <p>19 通信路設定伝送機能の網使用料を東西NTTユーザ料金及び</p>	<p>54 ユーザ料金はサービス開始時に予想される原価と需要を基に算定するのに対し、アクセスチャージは毎年接続会計により把握したコストと、実際の需要を基に算定するなど、別のスキームで算出されることや、料金体系も異なる(アクセスチャージはMA内外別料金に対してユーザ料金はMA内外の区分なし)ことから、一部の距離区分で逆鞘が発生することは止むを得ないことと考えております。</p> <p>また、実際に逆鞘となっている区分は全体のごく一部であり、ご意見の逆鞘となる区分での接続は、レアケースと想定され、影響も少ないものと考えており、参考として接続専用回線のユーザ料金とアクセスチャージの比較(例示)を別紙 〇〇 に示します。</p> <p>なお、接続料と利用者料金の比較においては、ATM専用のサービス全体で見ると接続料が利用者料金を下回る水準であり、反競争的な料金とはなっていないと考えております。【参考】ATM専用サービスの接続料と利用者向け料金の水準の比較</p> <table border="1" data-bbox="996 1476 1467 1508"> <tr> <td>接続料相当</td> <td>利用者料金</td> </tr> </table>	接続料相当	利用者料金	
接続料相当	利用者料金			

端 末間伝送等機能と比較した場合、品目や距離によっては高くなる区分（逆鞘料金）があります。そういったケースにおいて東西NTTと競争できる料金を設定してサービスを提供すればその区分において赤字が膨らむ構造となります。結果として当該品目の販売に多大な影響を与えます。

特に、ATM専用線においてはユーザ料金の15km迄と網使用料の10km迄および10km超におきましては多くの品目において網使用料のほうが上回っており、本区分での料金設定が非常に困難です。

既に昨年度の網使用料に関する接続約款認可申請における意見書でも述べておりますが、いかなる区分においても、こういった逆鞘料金が生じないように重ねて要望します。

（KDDI）

60.2億円 71.1億円

* 平成11年9月末回線数を12ヶ月換算したベース
（NTT東日本・西日本）

再意見 15 - 2 意見 1 5 同旨

55 左記の意見に賛同致します。

弊社意見書でも述べさせていただきましたが、このようにユーザと同時に、総務省においては、ユーザ料金と接続料金の整合性を一料金よりも高額な接続料金を設定することは反競争的であると考えます。よって、極力ユーザ料金との逆転減少を避けるような料金設定を行っていただくよう、省令改正及び接続約款の変更を行うチェックするような機能（英国のスタックテストのようなもの）を導入するべきであると考えます。また、十分に低廉な接続料金が設定されるために、ATM専用及び高速デジタル伝送においても、長期増分費用方式により接続料を算定されることが適当であると考えます。

特にATM専用については、IMT-2000の基地局回線としての需要が急増することにも配慮すべきと考えます。

（JT）

56 日本テレコム殿の意見に賛同します。

指定電気通信事業者の接続料金がユーザ料金及を上回る事の問題点については先日提出しました意見書でも述べさせていただきました。

本事象は接続料とユーザ料金の算定方法の違いにより生じている事も一因であると思われるのでユーザ料金との逆転現象を回避するため、算定方法の見直しや総務省による確認が必要です。また、弊社では英国における事例は把握しておりませんが、ユーザ料金と接続料金の整合性をチェックする機能については導入する必要があると考えます。

（KDDI）

57 日本テレコム殿が主張しているように、弊社といたしましても、

「ユーザ料金と接続料金の整合性をチェックするような機能（英国のスタックテストのようなもの）を導入するべきである」と考えます。ユーザ料金と接続料金は、小売料金と卸売料金の関係にあります。この関係において、小売料金が卸売料金よりも高いというのは一般的には反競争的であると考えられていると思われま。総務省におかれては、「ユーザ料金よりも高額な接続

	<p>料金を設定することは反競争的である」という大原則を接続料算定ルールにおいて明確にすべきと考えます。なお、英国のスタックテストについては、弊社と他事業者の共同で欧州ビジネス協会テレコム事業者委員会の名前で2000年9月19日に御省に提出した意見書でも言及していますので、ご参照ください。 (C&W IDC)</p>																																
意見16 速度換算係数の根拠を明確にすべき。	再意見16-1 意見16 同旨	16																															
<p>20 ATM専用線における速度換算係数(設備区分毎)の根拠が不明確であり、その根拠を明確にすべきであると考えます。 (例)品目により、設備単位での速度換算係数の比率が異なる。 (参考:(*1)(*2))</p> <table border="1" data-bbox="56 574 806 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="3">速度換算係数</th> </tr> <tr> <th>SLM~CNE</th> <th>CNE</th> <th>CNE~CNE CNE~POI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>8.2</td> <td>8.2</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s(セカンド・タイプ1)</td> <td>4.3</td> <td>8.2</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s(エコノミー・タイプ1)</td> <td>4.1</td> <td>8.2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>38.4</td> <td>38.4</td> <td>38.4</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s(セカンド・タイプ1)</td> <td>25.4</td> <td>38.4</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s(エコノミー・タイプ1)</td> <td>19.2</td> <td>38.4</td> <td>19.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(JT)</p>	品目	速度換算係数			SLM~CNE	CNE	CNE~CNE CNE~POI	6Mb/s	8.2	8.2	8.2	6Mb/s(セカンド・タイプ1)	4.3	8.2	4.3	6Mb/s(エコノミー・タイプ1)	4.1	8.2	4.1	50Mb/s	38.4	38.4	38.4	50Mb/s(セカンド・タイプ1)	25.4	38.4	25.4	50Mb/s(エコノミー・タイプ1)	19.2	38.4	19.2	<p>58 日本テレコム殿の意見に賛同します。 特に、ATM専用線については品目によって速度換算係数の比率が異なっておりますので、その根拠を明確にして頂きたいと考えます。また、その他、速度換算係数以外の換算係数におきましてもその設定の考え方や根拠の開示を要望します。 (KDDI)</p> <p>再意見16-2 ATM専用線における設備区分毎の速度換算係数については、設備構成の差を反映した設定を行っている。</p> <p>59 ATM専用線における設備区分毎の速度換算係数については、設備構成の差を反映した設定を行っております。 設備区分毎では、SLM(専用加入者線装置モジュール)~CNE(専用線ノード装置)及びCNE~CNE、CNE~POIの伝送路設備においては、通常クラスは、中継区間が二重化されているのに対し、エコノミークラスは中継区間が二重化されていないことから、当該品目(通常クラス)の速度換算係数の1/2とし、またセカンドクラスは中継区間を二重化し、各々の区間に当該品目の1/2品目の速度を伝送していることから、1/2品目(エコノミークラス)の2倍の速度換算係数としております。(参考参照) なお、CNE(ATM装置)については、3クラスとも設備構成に差異がないことから、同一の速度換算係数としております。 (NTT東日本・西日本)</p>	16
品目		速度換算係数																															
	SLM~CNE	CNE	CNE~CNE CNE~POI																														
6Mb/s	8.2	8.2	8.2																														
6Mb/s(セカンド・タイプ1)	4.3	8.2	4.3																														
6Mb/s(エコノミー・タイプ1)	4.1	8.2	4.1																														
50Mb/s	38.4	38.4	38.4																														
50Mb/s(セカンド・タイプ1)	25.4	38.4	25.4																														
50Mb/s(エコノミー・タイプ1)	19.2	38.4	19.2																														
意見17 ISM折返し機能等の接続料は2,834円となり、利用者料金2,900円との差が小さいため、大幅な低廉化	再意見17 「加入者収容モジュールでの接続サービス(試験サービス)」の料金は、ISM折返し機能の接続料に営業費を	17																															

<p>が必要。</p> <p>21 I S M折返し機能の2,301円とI S M折返し接続機能の12,784円は利用者料金に比べ高すぎるものと考えます。発信側契約者回線を24回線と想定したとしても1回線当りの接続料を計算すると2,834円となりますが*、これに対応する利用者料金は2,900円であり、2,834円では接続事業者の営業コストを乗せた場合コスト割れするのは明らかです。I S M折返し機能の2,301円とI S M折返し接続機能の12,784円は大幅な低廉化が必要と考えます。</p> <p>このような料金水準では、他事業者は東西N T Tと有効に競争ができません。御省により詳細なコストの検証がなされるべきと考えます。キャリアズレートのように、接続料は利用者料金よりも少なくとも20%は割引かかれていなければならないと思います。このような接続料が認可されるようなこととなれば、インターネット接続サービスに関する市場における健全な競争を大きく阻害することになると考えます。</p> <p>* (2,301円×24)+(12,784円×1)=68,008円 68,008円/24=2,834円 (C & W I D C)</p>	<p>加算したものであり、問題ないと考えている。</p> <p>60 「加入者収容モジュールでの接続サービス(試験サービス)」については、3月1日に2,900円から2,500円に値下げする予定ですが、本料金は「I S M折返し機能」の接続料金(2,301円)に営業費を加算して設定したものであり、問題ないと考えます。なおそもそも当該サービスの対象範囲に「I S M折返し接続機能(12,784円)」は含まれておりません。</p> <p>また、接続料規則によれば端末間伝送等機能(キャリアズレート)以外の接続料については、ユーザ料金を割り引いて設定するのではなく、機能の提供に用いる設備のコストに忠実に算定すべきものとなっております。</p> <p>(N T T東日本・西日本)</p>	
<p>意見 18 フレッツI S D Nの料金について接続料を設定すべき。</p> <p>22 平成12年12月21日付けの電気通信審議会答申「接続ルールの見直しについて」において、接続料の設定が利用者向けサービスの提供よりも遅れることは公正競争確保の観点から基本的には問題があると結論付けられています。今回、フレッツI S D Nのタイプ2の接続料は設定されますが、タイプ1(4,500円)についてはいまだ設定されていません。東西N T Tは電気通信審議会の答申を尊重しタイプ1についても接続料を設定すべきと考えます。なお、平成12年12月26日から東西N T Tが試験サービスで提供している光・I P網サービスについても、早急に接続料を設定すべきと考えます。</p> <p>上記答申がすでに出されていることから、御省として早急に接続料の設定を東西N T Tにお命じにならない場合、東西N T Tによる反競争的なサービス提供が正式に認められたかのような状況になるのではないかと懸念いたします。審議会が政策諮問機関として存在意義あるものとされるためには、御省はその答申を尊重することが重要ではないかと考えます。</p>	<p>再意見 18 フレッツI S D N、及び光・I P通信網サービス(仮称)については、特定のI S Pに対してアクセスチャージを設定することは現実的に不可能。</p> <p>61 フレッツI S D N、及び光・I P通信網サービス(仮称)については、契約者が複数のI S Pと契約している場合、任意のI S Pを選択し接続することが可能なサービスであることから、特定のI S Pに対してアクセスチャージを設定することは現実的に不可能と考えます。</p> <p>また、光ファイバについても暫定的にアンバンドル提供を行っており、他事業者においても同様のネットワークを構築することが可能となっているものと考えております。</p> <p>(N T T東日本・西日本)</p>	<p>18</p>

(C & W I D C)		
意見 19 電話番号情報の管理及び利用に係わる利用料金については、算定の根拠を公開し、その公正性・透明性を確保し、低廉化が図られるべき	再意見 19 番号情報データベース(T D I S) を平成 1 3 年 7 月に提供できるよう開発を進めている。	
<p>23 現在電話番号情報は、NTTの独占的支配下にあるが、電話番号案内業務についてNTTとの間で公正な競争ができるようにするためには、NTTが番号案内にかかわる加入者の電話番号情報データベースを早期に公開することが必要である。</p> <p>NTTは、電話番号情報という独占公共財産の管理と公正な利用について、公開の場で十分透明性のある議論の上に、世論の理解と認識を求めべきである。</p> <p>NTTで新電話番号情報データベース(T D I S) の開発が進められているが、1日も早い完成を願うものである。電話番号情報の管理及び利用に係わる利用料金については、算定の根拠を公開し、その公正性・透明性を確保し、低廉化が図られるべきである。その結果として、一般利用者に対してより低廉な料金でまた多種多様な情報提供ができるようになる。と考える。</p> <p>(J M S)</p>	<p>62 NTT東西と他の電話帳発行・番号案内事業者様が公正な競争条件で事業展開できるような環境を実現する目的で、電話番号情報が共通に利用可能となるように、現在NTT西日本では番号情報データベース(T D I S) を構築しています。</p> <p>提供時期については平成 1 3 年度第 3 四半期としていましたが、平成 1 3 年 7 月に前倒しして提供できるよう開発を進めております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>63 電話番号情報の外部提供については「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、及び「電気通信分野における個人情報保護法制の在り方に関する研究会」で議論されてきました。</p> <p>NTT東西では上記結果に沿った形態で電話番号情報を外部提供していくことで、世の中のコンセンサスを得ることとしています。(NTT東日本・西日本)</p> <p>64 本件については今回の約款申請内容の対象外の事項と考えますが、補足として説明いたします。新番号情報データベース(T D I S) については、昨年(H 1 2 年 9 月) 開催致しました T D I S インターフェース関連の情報開示説明会においてご説明させて頂いた通り、NTT西日本において平成 1 3 年度第 3 四半期の提供に向けて鋭意取り組んできたところであり、更に平成 1 3 年 7 月に前倒しして提供できるよう開発を進めております。</p> <p>また、T D I S の利用料金については、接続約款の認可申請を行う予定としており、その時に算定根拠についても公開されるものと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
意見 20 トラヒック増やNTT東日本・西日本との同等性を考慮してエンジェル「DB」の料金を低減すべき。	再意見 20 エンジェル「DB」の料金については、会社間取引相当のコストに対応した取引見合いトラヒックも新たに加算して算定しているため、料金水準に与える影響はない。又、NTT東日本・西日本と接続事業者の間では既に同等の	2

24 エンジェル「DB」 5.49円/検索

本変更案は5.49円/検索で前回の6.91円/検索に比して20%は低減されている。前年度は前々年度と比較して、高くなっていたがその理由は、トラフィックが減少したからとの説明であった。

今回のトラフィックは前年度の比較して、36%増加している。この数値に反比例してDBの検索費用は低減されるべきであり、5.49円/検索は約4.4円/検索が適当と思われる。

細かい点においては、計算の内訳書によると通信設備使用料が1,928百万円と前年度の14百万円より大幅に増加している。

この理由の説明と低減をお願いする。

アクセスポイント(POI)について

このエンジェルDBの検索費用5.49円/検索は、東/西NTT間の接続の場合も第二種通信事業者であるJMSも同額の接続料である。

しかし、物理的なアクセスポイント(POI)の位置は異なっている。すなわち、第二種通信事業者であるJMSの場合は、接続約款の第5条2の規定によりDDX-P網と接続するためのDSUの端末側となっており、このDSUのコロケーション料金とDDX-P回線基本料を負担している。したがって、POIの位置が異なっているにもかかわらず料金額が同一なのは納得がいかない。JMSはこのDBへの直接接続を実施中(前回の指針による)であるので、このDBコスト設定条件は不公平感が強く、不利益を被るので是非とも善処をお願いする。 下記の関連図参照

* 参照箇所:「日本電信電話(株)の指定電気通信設備に係る接続約款の変更案」
(添付資料)接続料金の算出根拠 1. 網使用料の算定根拠
. 原価の算定及び料金の設定 38頁7行目等

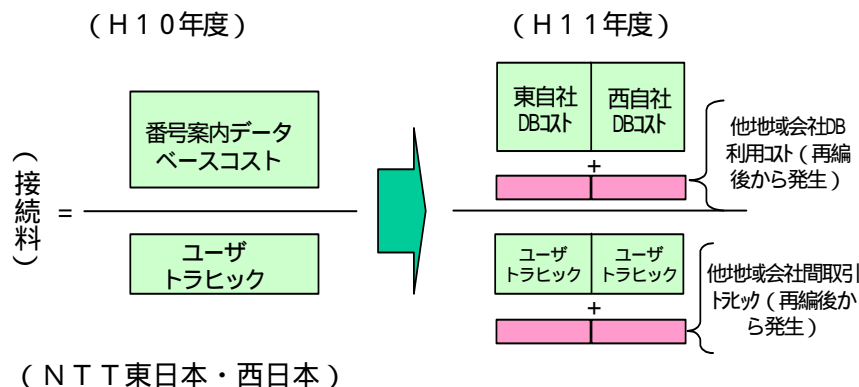
扱いがなされている。

65 番号情報(ANGEL)データベースは災害時対策として、再編成前より札幌(東日本)・京都(西日本)の2ヶ所に設置しております。

番号情報検索を行う際は、センタの負荷を平準化するため、双方のデータベースを均等に利用しており、再編成後もその利用形態は変わっておりませんが、他地域会社のデータベースを利用した際には、会社間取引が発生し、その費用は通信設備使用料として管理部門コストに計上しております。

また、接続料については、会社間取引相当のコストに対応した取引見合いトラフィックも新たに加算して算定しているため、料金水準に与える影響はないものと考えます。

< 接続料算定イメージ >

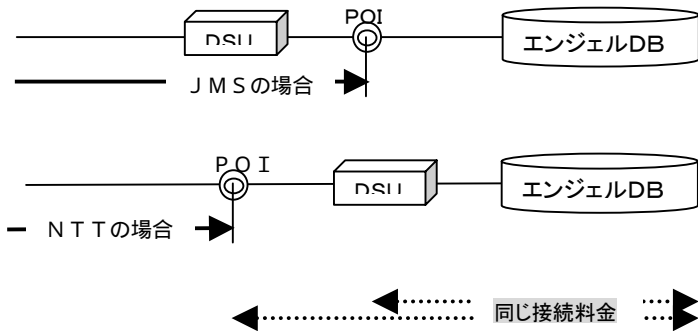


66 番号案内データベース接続機能のウランの機能については、ご指摘のようにNTT東西間の接続の場合も第二種電気通信事業者も同額の接続料となっております。この料金の適用範囲は、JMS殿認識と異なり、NTT東西間の接続の場合も第二種電気通信事業者も同じ範囲となっております。

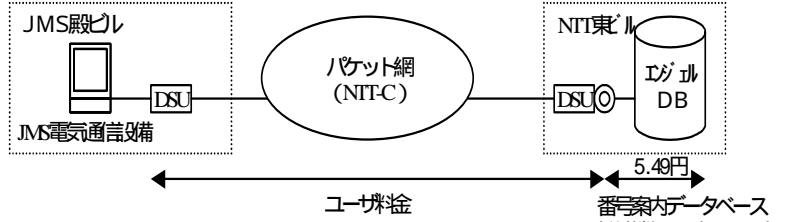
NTT東西間の接続の場合とJMS殿との間でPOIが異なるのは、NTT東西は中継事業者網と相互接続しているのに対して、JMS殿は第二種電気通信事業者であることから、中継事業者のユーザー約款により自社網を構築していることから、当該エンジェルデータベース設置ビルでNTT東日本と相互接続されていることによります。

(J M S)

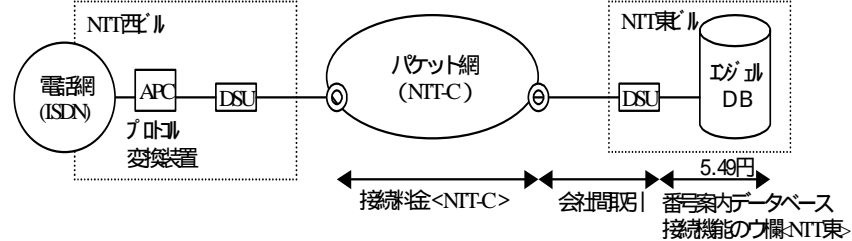
関連図



JMS殿接続形態



東西NTT間利用形態



(N T T 東日本 ・ 西日本)

意見 21 番号データベース接続機能と番号案内サービス接続機能との間に著しい料金格差が生じている。番号案内サービスのオペレータコストについて構成コストの説明をお願いする。

再意見 21 番号案内のオペレータ業務については、抜本的な経営改善計画により、委託化を行ってきており、その効果が現れている。

25 今回示された番号データベース接続機能に関しての「接続約款の変更案」については、前回に比べて若干の料金低減が実現していることについては評価できる。

67 番号案内のオペレータ業務については、抜本的な経営改善計画により、委託化を行ってきており、平成10年度中に全面委託が完了しました。

しかし、番号データベース接続機能及び番号案内サービス接続機能に関して次のような問題点があるので、それらについての意見・要望を提出する。

これにより、委託移行時である前年度（平成10年度）コストに比べて、平成11年度は通年で全面委託の効果が現れたものと考えております。

番号案内サービス接続機能における料金の低減（106円が92円で対前年比87%）が昨年度に引き続くことに伴い、料金低減幅の少ない番号データベース接続機能（13+38

また、通信設備使用料の大幅な増加については、再編成によるNTT東西間の取引コストが発生することによるものです。

具体的には番号案内の（NTT西日本への）分散受付によるNTT東日本の通信設備使用料の増加であり、接続料は、自動案内

= 51円が13 + 34 = 47円で対前年比92%、一般加入者の利用料金10 + 15 = 25円対比188%)を利用して番号案内サービスを提供する第二種事業者との間に著しい料金格差が生じ、第二種事業者の事業継続が危機に瀕する状況に追い込まれるおそれがある。

全体的にユーザの利便と満足のためNTTの公共的リソースを利用して貰おうとする姿勢に欠けているという印象は免れない。

(中略)

番号案内サービスのオペレータコスト

前回の郵政省の考え方において、「番号案内のオペレータ業務は平成10年度に完了した業務委託化が反映されている。」とあるが、今回もさらに106円から92円への低減があり、重要なコスト計算の部分であるので、経緯を含め説明をお願いする。

番号案内サービスのオペレータ等コストにおいて、今回は特に下記の構成コストにおいて極端な低減/増加が見られるが(例えば共通費が43%にも低減しているのに比べて管理費は56%にしか低減していない)下記5項目の費用の構成要素と低減/増加の理由と根拠の説明をお明確に願います。

[前回: A] [本変更案: B]

	単位: 百万円	単位: 百万円	B ÷ A
運用費	37,740	31,968	84%
共通費	760	331	43%
管理費	4,150	2,359	56%
通信設備使用料	1,841	5,935	322%
減価償却費	4,570	3,236	70%

* 参照箇所: 「日本電信電話(株)の指定電気通信設備に係る接続約款の変更案」

(添付資料) 接続料金の算出根拠 1. 網使用料の算定根拠

(参考1) 設備区分の費用明細表 番号案内設備 203頁 9行目から

(JMS)

と同様に、従来のトラヒック(お客様利用+事業者様利用)に、NTT東西間利用分を加えて算定を行っております。

(参考) 手動案内課金回数

(H10年度) 558,753(千回)

(H11年度)

・お客様+事業者様 利用分 537,791(千回)

・NTT東西間利用分 28,026(千回)

計 565,817(千回)

(NTT東日本・西日本)

意見22 自動案内(エンジェルライン)の平均通信時間の変動について説明をお願いする。

26 「平均通信時間」 197.1秒(平成11年度実績)

再意見22 エンジェルラインの検索制限(1通信2検索まで)を撤廃したことが、保留秒数の増加につながっていると考えております。

2

自動案内（エンジェルライン）の通信時間の变化をみると、前々年度と前年度は同じで全く変化がなく、今年度は前年度の平均通信時間178秒に比べて、19秒も長くなっている。（番号データベース接続機能d.i.等で使用の平均通信時間）

年度により、平均通信時間が大幅に変動することは想定しにくく、納得がいかないため、明確な算出根拠の提示をお願いします。

[経緯] 平成9年度実績 平成10年度実績 平成11年度実績
178秒 178秒 197.1秒

* 参照箇所：「日本電信電話（株）の指定電気通信設備に係る接続約款の変更案」（添付資料）接続料金の算出根拠 1. 網使用料の算定根拠
. 原価の算定及び料金の設定 38頁27行目等（JMS）

68 平成10年5月1日から、エンジェルラインの検索制限（1通信2検索まで）を撤廃したことが、保留秒数の増加につながっていると考えております。

なお、平成10年度に対し、平成11年度が大幅に伸びた理由は、下表からも明らかのように、平成10年5月以降、徐々に検索制限の撤廃が浸透・認知されていったためと考えております。（1通信あたりの検索回数の推移）

平成10年度				平成11年度			
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1.65	1.86	1.84	1.88	1.94	2.09	2.14	2.19

（NTT東日本・西日本）

意見 23 DDX-P網部分の今までの料金額は適正額ではなく、支払い済みの差額返却をお願いします。

再意見 23 料金水準はAPC及びDDX-Pの合算料金で比較すべきであり、前年度に比べて過度の料金低減という訳ではない。

2

27 DDX-P網部分 3.71円/検索

本変更案は前回の14.13円に比して73%の低減がされているのは望ましいことではあるが、今までが必要以上にコスト積み上げをしていたと思える。この部分はNTTが支払う長距離会社へのDDX-P網の利用料金であり、接続方式的な変化はなく、料金額も変化がないと思われるところである。今回から低減されるというものではなく、前々回の意見書でJMSが指摘しているように適正額でなかったことになる。

したがって、今までの支払い済みの差額返却をお願いします。

[経緯] 平成9年度実績 平成10年度実績 平成11年度実績
16.06円 14.13円 3.71円

* 参照箇所：「日本電信電話（株）の指定電気通信設備に係る接続約款の変更案」（添付資料）接続料金の算出根拠 1. 網使用料の算定根拠
. 原価の算定及び料金の設定 38頁13行目（JMS）

69 接続料の遡及およびタイムラグ精算については、他の接続料と同様、現行のルールに則るべきものと考えます。

なお、算定根拠に記載されている「DDX網部分：3.71円」については、備考欄に記載しているとおり、再編成前（平成11年4月～6月分）の利用者料金見合いのコストであり、再編成後（平成11年7月～平成12年3月分）のコストは含まれておりません。

再編後のDDX-P利用コストについては、NTTコミュニケーションズとの会社間取引による支払いが通信設備使用料として発生しており、当該コストをAPC（自動案内用プロトコル変換装置）コストに含めて整理しております。

（接続料金算定根拠 37頁（1）原価の算定 合計 319百万円）

よって、料金水準はAPC及びDDX-Pの合算料金で比較する必要があり、その場合は下記のとおりとなり、前年度に比べて過度の料金低減という訳ではありません。

<APC及びDDX-P料金の比較> （単位：円）
（H10年度） （H11年度） （増減率）

APC	17.07	24.55	+43.8%
DDX-P	14.13	3.71	73.7%
合計	31.20	28.26	9.4%

(NTT東日本・西日本)

意見 24 自動番号案内の接続料金を、一般ユーザ利用料金にできるだけ近い水準の適用をできるだけ早い時期に願います。

再意見 24 自動案内はユーザ利用トラヒックが伸びていないため、未だコストを賄う水準には至っていない。今後も更なる効率化と利用促進に努める。

2

28 下記の理由により自動番号案内の接続料金を、一般ユーザ利用料金にできるだけ近い水準の適用をできるだけ早い時期に願います。

案内事業者が負担する自動番号案内のコストは、ユーザ料金に比べ高い水準となっている。

すなわち

・ユーザ利用料金：3分10円(昼間) + 1検索15円 = 25円
 に対して、

・事業者接続料金：3分13円 + 1検索34円 = 47円
 と2倍近い大きな格差が存在し、法外に高い額である。

事業者向け料金(卸売り料金)が利用者向け料金(小売り料金)の2倍近くも高額に設定されるのは、そもそも不合理的な状態といわざるを得ない。

その理由は

ア)一般ユーザにはコスト割れの赤字料金でサービスを提供し、

イ)番号案内事業者にはコストを全額負担させている、

ことにあると思われる。

NTTが一般ユーザにコスト割れの赤字料金でサービスを提供していることは、平成11年9月30日に公表されたNTTの接続会計で「指定設備管理部門」は黒字、「指定設備利用部門」は赤字であることからもうかがえる。

すなわち、これは接続事業者に高い接続料金を課し、自らの利用部門は赤字を出してコスト割れの料金でサービスを提供していることを意味し、反競争的である。自動番号案内についても例外ではないと思われる。

一方、平成10年2月の電気通信審議会公聴会の席上、NTTは自ら申請した自動番号案内の料金改定案が「全体としてコストを賄う水準」と明言している(公述人 副社長(当時)井上秀一氏、同公聴会議事録4頁参照)。

これが事実であれば、事業者の自動番号案内接続料金は、

70 自動案内については、手動案内の代替的手段として、平成2年12月からサービスを開始し、その利用促進に努めてまいりましたが、番号案内サービス全体のユーザ利用トラヒックが伸び悩んでいるのと同様、自動案内も当初想定していた程伸びておらず(下表参照)未だコストを賄う水準には至っていない状況であります。

NTT東西としても、今後も更なる効率化及び利用促進に努めてまいります。

(参考)番号案内の総検索回数

(単位：千回)

	H9	H10	H11
番号案内 総検索回数	808,218	691,955	668,984
(再掲)自動案内 検索回数	13,026	17,582	17,274

()地域会社間利用分は除いている。

(NTT東日本・西日本)

<p>現行ユーザ料金と大差ない水準に、いま直ぐにでも低減することが可能と思われる。</p> <p>平成12年2月の本件（以下は前回と略す）に関する郵政省の考え方において、「円滑な接続を実現するため、効率化の推進等により、接続料の低減化が望まれる。」とあるが、事業者接続料金51円から47円への8%の低減であり、NTTの効率化の努力が見えない。</p> <p>現に今回の申請でも、番号案内サービス接続機能では106円から92円への13%削減となっている。少なくともこの程度の削減は可能であると思われる。</p> <p>平成12年12月の電気通信審議会答申の「接続ルールの見直し」の中にも下記のように公正競争上適切ではないと記載されている。</p> <p>「接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではない。」</p> <p>当社のユーザである移動電話利用者や移動電話事業者の立場からも、合理的で公平、かつ低廉な接続料金の設定が強く望まれるところである。</p> <p>以上から、事業者間の公正競争条件が担保されるように、番号案内の接続料金を、一般ユーザ利用料金にできるだけ近い水準まで、できるだけ早い時期に低減して頂き、1日も早く、事業者間で公正な競争が可能な条件を保証して頂くことを、強く要望する。</p> <p>(J M S)</p>		
	<p>再意見 25 キャリアズレートに高額利用割引や長期継続利用割引を適用すべきではない。</p> <p>71 今回東西NTTから申請されているキャリアズレートには、高額利用割引や長期継続利用割引が適用されることとなりますが、この種の割引スキームが、競争が十分に進展していない市場において東西NTTからNTTコミュニケーションズ等の関連企業に提供される場合、他の事業者が享受できない利益を関連企業のみ享受することになると思われます。これでは公正な競争が確保できません。一般的に、関連企業どうしであればより長期間にわたりより多く購入しようとすると思われます。このようなことから、米国FCCはこの種の割引スキームについてしばしば否定的な見解を表明しており、原則として、FCCは競争が進展していない</p>	2

	<p>状況（＝我が国の地域市場のような市場支配的な事業者のいる市場）においては、この種の割引スキームは認めていません。なお、高額利用割引については、最高割引率の適用される金額はそれほど高額ではないとも考えられますが、長期継続利用割引については、最高割引率の適用される期間である6年間以上という期間は、あまりにも長い期間にわたって東西NTTとの接続が固定されてしまうことから、東西NTTの関連企業のみ優遇するメカニズムが強く働くことになると考えます。公正競争確保の観点から、この種の割引スキームはキャリアズレートに導入されてはならないと考えます。</p> <p>(C & W I D C)</p>	
--	---	--